



住居表示について

令和7年4月

住居表示とは



住居表示とは**建物につける番号**のことで、主に住所として用いられます。

住居表示が実施されていない地域では、住所の表記に**土地の地番**が用いられていますが、近年の宅地開発による世帯数の増加や、建物が密集して建てられることにより、目的の住宅が探しづらくなっています。



【問題点】

- ・ 消防・救急など、緊急車両の到着の遅れ
- ・ 郵便物や宅配物などの配達の遅れ
誤配達の可能性



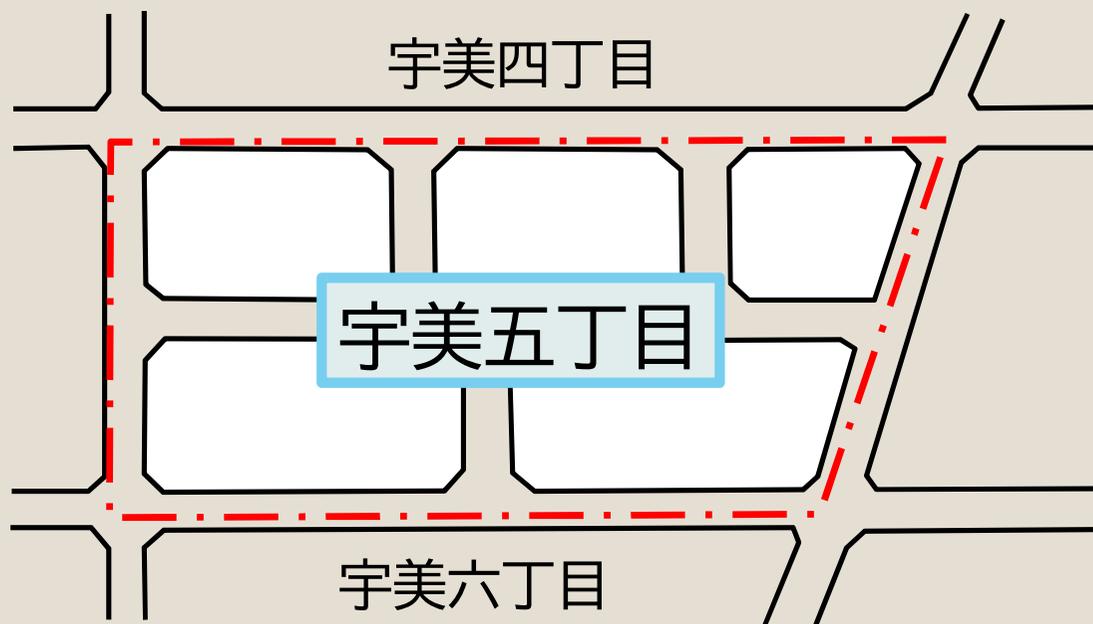
住居表示を実施することで
快適で暮らしやすい地域に
することを目指します

住居表示の方法は？



まず、町名を決め、町割りをします。

町割りとは、町（丁目）を分かりやすく区切ることです。



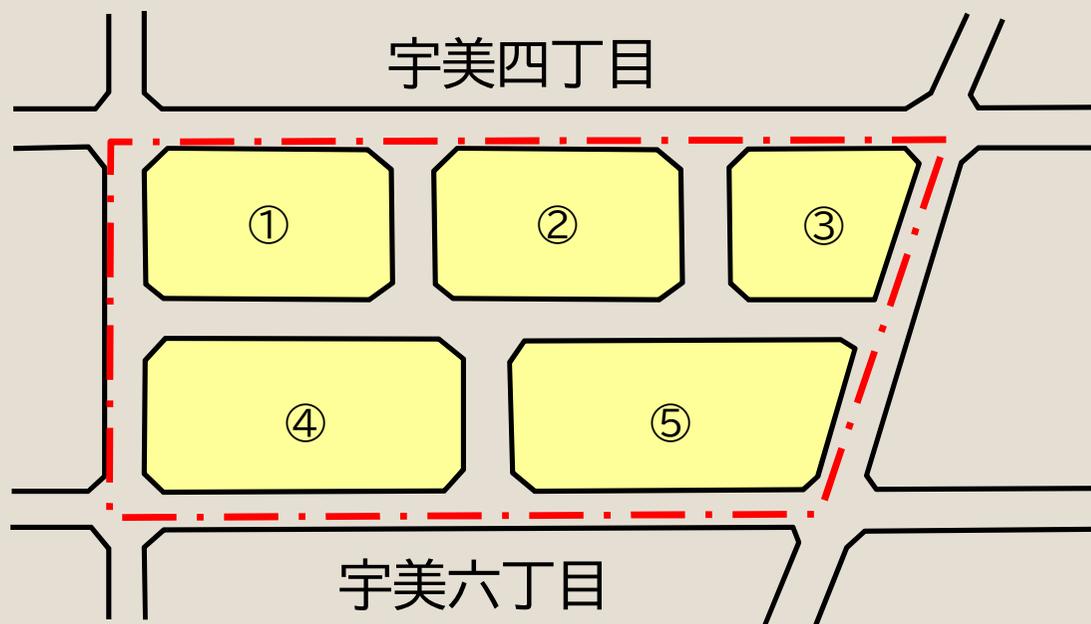
左の図では、
赤い線で町割りをしています。
町名は「宇美五丁目」です。

住居表示の方法は？



次に街区割りをします。

街区ごとに「街区符号」をつけます。



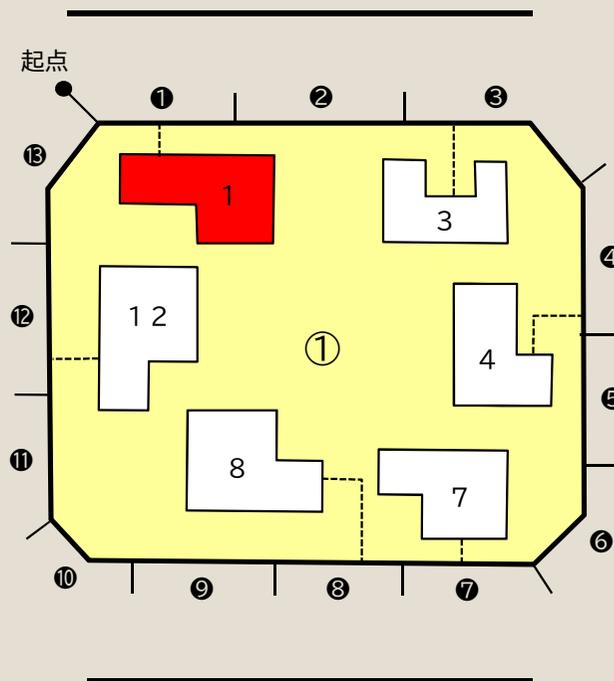
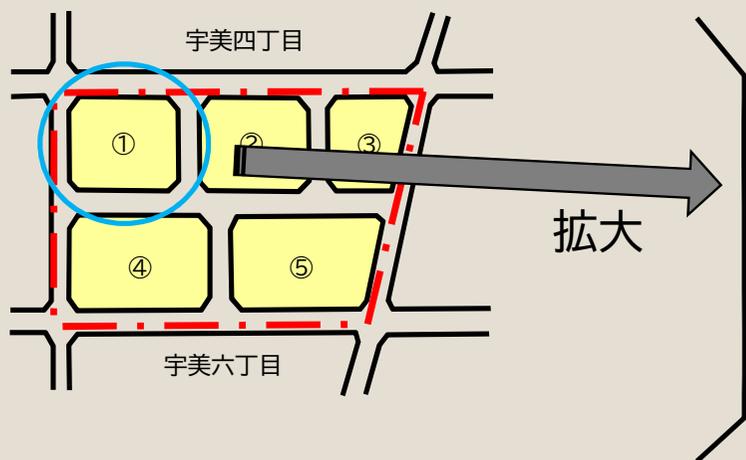
街区割をして
黄色の街区ごとに街区符号を
割り振りました。

ここでは、宇美五丁目1番から5番
までの街区ができました。

住居表示の方法は？



最後に住居番号を割り振ります。



赤い家の住居表示は
宇美五丁目1番1号
となります

住居表示の方法は？

街区表示板

宇美町宇美五丁目1番

町名表示板

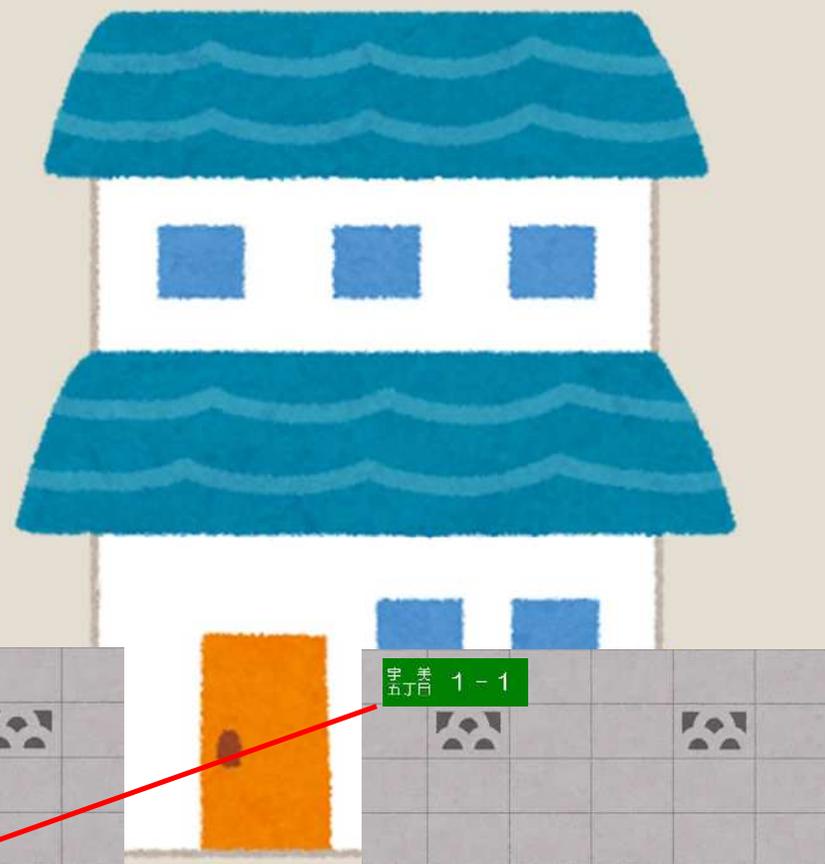
宇美
五丁目

住居番号表示板

1-1

街区表示板は、各街区の角付近の見やすい場所に取り付けられます。

町名表示板と住居番号表示板は、各建物の玄関や門柱などの見やすい場所に取り付けられます。



住居表示の方法は？



宇美町〇〇丁目〇番〇号と表示されます。

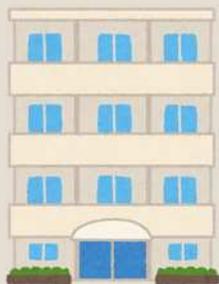
番号は、起点から一定の間隔で規則的に割り振られることとなります。

【一般住宅の場合】



今までの住所	宇美町	大字宇美	3740番地1	
新しい住所	宇美町	宇美五丁目	1番	1号
		町名	街区符号	住居番号

【3階建て以上の中高層住宅の場合】



今までの表示	宇美町	大字宇美	3740番地1	301号室
新しい表示	宇美町	宇美五丁目	1番	1 - 301号
		町名	街区符号	基礎番号 各戸の番号

住居表示の方法は？



【不動産登記（土地・家屋）の場合】

今までの表示 宇美町 大字宇美字樋ノ口 3740番1

新しい表示 宇美町 宇美五丁目 3740番1

町名

地番は変わらない

【本籍の場合】

今までの本籍 宇美町 大字宇美 3740番1

新しい本籍 宇美町 宇美五丁目 3740番1

町名

地番は変わらない



※本人の届出により 宇美町 宇美五丁目 1番（街区符号）にすることもできます。

住居表示実施後に必要な手続きは？

【町や法務局で行う（自動的に変更される）もの】

- ・住民票
- ・戸籍簿の本籍表示
- ・印鑑登録証明書
- ・選挙人名簿
- ・学齢簿
- ・不動産登記簿の不動産（土地・建物）の所在地の表示 など



郵便局、消防署、警察署（交番）、法務局、税務署などには、住居表示実施前に町から通知をします。



ただし、郵便局の貯金・保険等の業務や、運転免許証の住所などは自動的に変更されませんので注意が必要です。



住居表示実施後に必要な手続きは？

【自分で手続きが必要なもの】

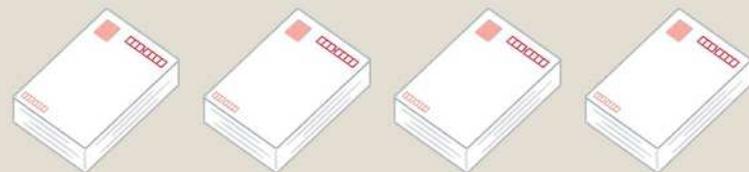
- ・ 運転免許証の本籍・住所変更
- ・ 車検証の住所変更
- ・ 登記簿に記載されている土地・建物などの所有者名義人の住所変更
- ・ 会社などの法人及び代表者等の住所変更登記
- ・ 勤務先や学校（宇美町内の小中学校を除く）への住所変更届出
- ・ 年金受給者の住所変更
- ・ 金融機関等の預貯金・保険等の住所変更
- ・ マイナンバーカードや在留カードの住所変更 など



詳しい手続きの方法や必要な書類などは、住居表示実施前に改めてお知らせします。



無料通知はがきの配布



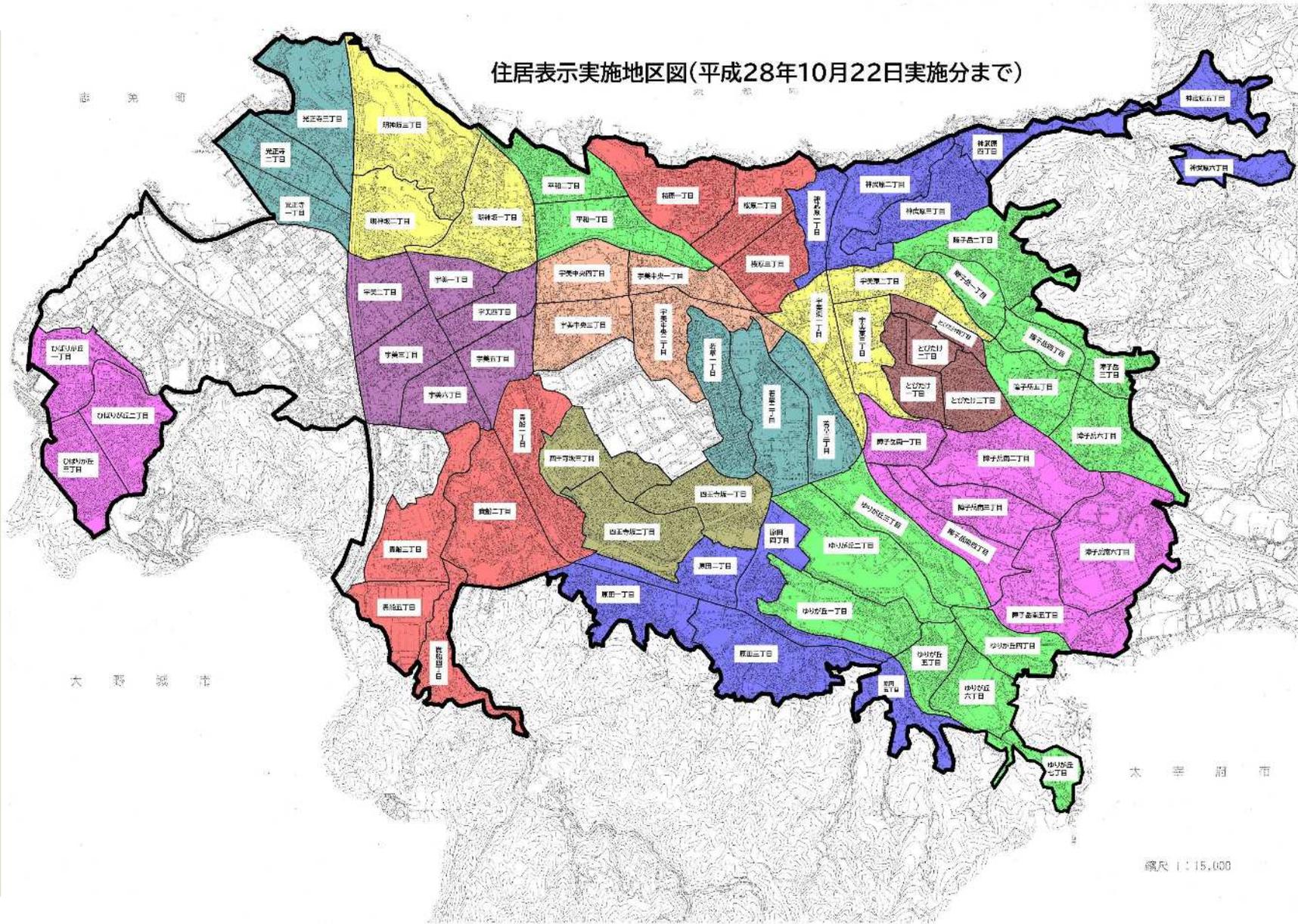
住居表示実施後も、郵便局では可能な限り、旧住所を新住所に読みかえて郵便物を配達していただけますが、ご親戚・知人・お得意先などにはすみやかに新住所をお知らせください。

住居表示実施前に、住所変更お知らせ用の無料はがきをお渡しします。
(住所変更以外の内容は記載できません)

お渡しする枚数で足りない場合には、役場担当課までお申し出ください。



住居表示実施地区図(平成28年10月22日実施分まで)



住居表示実施までの流れ

1	<ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会 ・町名についての地元意見とりまとめ 	<p>新しい「町名」は、地元の皆様の意見をもとに決定しています。新しい町名は私たちや、私たちの子孫が、これから未永く使っていくものですので、地元意見の取りまとめについてご協力をお願いします。</p> <p>自治会ごとに、町名案を2～3案にとりまとめます。</p>
2	住居表示審議会 特別委員事前協議会	<p>地元から出された町名案を持ち寄り、特別委員事前協議会で話し合います。町名とともに町界についても案を決定します。</p>
3	住居表示審議会にて町名・町界案審議及び答申	<p>特別委員事前協議会の結果をもとにした町名、町界について、住居表示審議会に諮問し、答申を受けます。</p>
4	町名および町界議案作成・告示	<p>議会に上程する前に、町名・町界について告示します。異議がある場合には、告示日から30日を経過する日までに変更の請求をすることができます。(要件あり)</p>
5	定例議会に上程	<p>変更の請求がなければ議会に上程します。</p>
6	県知事へ届出	<p>議会で可決後、県知事に住居表示実施予定を届け出ます。</p>
7	委託業者との契約	<p>住居表示実施に向け、委託業者と契約を行います。</p>
8	委託業者による現地調査	<p>新しい住所を決めるために、委託業者が建物から道路に出入りする場所や、現在の住所について調査します。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・街区、住居番号決定 ・住居表示実施の告示 	<p>調査の結果をもとに、街区符号や住居番号を決定し、その内容について告示します。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号通知 ・住居表示板貼付作業 	<p>各世帯、事業所に郵便で新しい住所をお知らせします。また、住居表示板の取り付けに委託業者が伺います。(同時に、住居表示実施のパンフレットと郵便料無料の住所変更通知用はがきを配布します。)</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事、総務大臣あて実施報告 ・関係公共機関あて実施通知 	<p>県知事、総務大臣、各関係機関あてに、住居表示を実施する旨の通知を行います。</p>

12

住 居 表 示 実 施